

岐阜県公報

第 千 九 百 九 号
平成二十年一月四日 (金曜日)

目次

告 示

○保安林に指定する予定である旨の通知

(治 山 課)

一

公 示

○大規模小売店舗の新設の届出に関する件

(商 業 流 通 課)

三

○建設業法に基づく建設業者の許可の取消し

(建 設 政 策 課)

四

○各務原都市計画の図書の縦覧

(都 市 政 策 課)

五

○あっせん員候補者の氏名、職業等

(労 働 委 員 会)

五

告 示

岐阜県告示第一号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十年一月四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

揖斐郡揖斐川町谷汲木曾屋字尾畑八六八の一、八六九、八七七、八七九、八八〇の

一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

字尾畑八六八の一・八六九・八七七・八七九・八八〇の一(以上五筆について

次の図に示す部分に限る。)

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部治山課及び揖斐川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十年一月四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

揖斐郡揖斐川町日坂字下栃江三〇の二、字岩屋一五五七の一、一五五七の二、一五六二

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

（一）立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（二）立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び揖斐川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十年一月四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

加茂郡七宗町上麻生字ホキ三八三六、三八四二の一、三八四三、三八四四、三八四六

二 指定の目的

土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

（一）立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（二）立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び七宗町役場に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十年一月四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

加茂郡白川町黒川字横平八一四九、八一五一、八一五三から八一五六まで、八一五八から八一六〇まで、八一六一の一、八一六一の二、八一六三、八一八一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

（一）立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐に係る伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び白川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第五号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十年一月四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

加茂郡東白川村五加字奥平三三五六の一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐に係る伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び東白川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

公 示

○大規模小売店舗の新設の届出に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定により大規模小売店舗の新設の届出があったので、次のとおり同条第三項の規定により公示する。

なお、その届出書等は平成二十年一月四日から四月間岐阜県産業労働部商業流通課及び西濃振興局において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十年一月四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成十九年十二月十九日

二 届出者の氏名又は名称

マックスバリュ中部株式会社

三 建物の名称及び所在地

マックスバリュ垂井ショッピングセンター

不破郡垂井町二二八九番五 外

四 大規模小売店舗の新設日

平成二十年八月二十日

五 店舗面積

三、九八八平方メートル

六 駐車場の収容台数

一九八台

七 荷さばき施設の面積

二六四平方メートル

○建設業法に基づく建設業者の許可の取消し
建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項第四号（廃業等）の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十年一月四日

岐阜県知事 古 田 肇

取消年月	商号又は 名称	代表者の 氏名	主たる営業所 の所在地	許可番号	取り消した工事業
平成十九 年三月一 日	株式会社 東濃設備	代表取締 役 堀江 研児	可児市今二二 八〇―二	般十六―一 〇二五―一	造園工事業
平成十九 年六月八 日	今井工務 店	今井秀行	下呂市少々野 三〇三番地四	般十四―二 〇三一	建築一式工事業
平成十九 年七月一 日	東洋物産 株式会社	代表取締 役 小池 治美	加茂郡白川町 河岐八八五番 地の二	般十四―五 〇〇一―六	しゅんせつ及び造 園工事業
平成十九 年七月三 十日	株式会社 フィール ド環境	代表取締 役 熊崎 宏	下呂市萩原町 上呂一六三四 番地の二	般十五―八 〇〇一―九	土木一式工事業
平成十九 年八月一 日	二村土建 株式会社	代表取締 役 二村 俊彦	下呂市萩原町 萩原一二六三 番地	般・特十七 ―二四八三	土木一式、とび・ 土工・コンクリ ー、石、ほ装、造 園及び水道施設工 事業
平成十九 年八月三 日	株式会社 遠藤組	代表取締 役 遠藤 寛	下呂市湯之島 二四五番地二	般十六―一 二四六	造園工事業
平成十九 年八月十 日	三宝建築 株式会社	伊藤正	下呂市萩原町 尾崎三六九一 番地の二	般十四―一 〇二五七	建築一式及び大工 工事業
平成十九	株式会社	代表取締	海津市南濃町	特十四―一	土木一式、建築一

平成十九 年十月十 九日	田中工務 店	役 田中 雅通	庭田二一〇番 地の二	一六九五	式、塗装及び防水 工事業
平成十九 年十月二 十二日	株式会社 伸幸土建	代表取締 役 伊藤 春樹	加茂郡八百津 町伊岐津志三 九一―一	特十九―二 七〇四	土木一式、とび・ 土工・コンクリ ー、ほ装及び水道 施設工事業
平成十九 年十月二 十六日	田中組株 式会社	代表取締 役 田中 陸夫	海津市南濃町 羽沢一〇二八	特十四―一 五九〇	土木一式、建築一 式、とび・土工・ コンクリー、ほ 装、防水及び水道 施設工事業
平成十九 年十月三 十一日	岩本建設	岩本龍雄	下呂市小坂町 大島一七二九 番地	般十八―一 五六五〇	土木一式及びとび ・土工・コンクリ ー工事業
平成十九 年十月三 十一日	有限会社 ユーテッ ク	代表取締 役 棚瀬 すわ子	美濃加茂市西 町五丁目二三 四番地	般十五―五 〇〇三六四	土木一式工事業
平成十九 年十一月 八日	棚瀬土建 株式会社	代表取締 役 棚瀬 和夫	美濃加茂市太 田町二二六七 番地	特十七―二 九三九	土木一式、とび・ 土工・コンクリ ー、ほ装、造園及 び水道施設工事業
平成十九 年十一月 九日	株式会社 アサヒ給 湯岐阜	代表取締 役 吉田 務	岐阜市西部大 川一丁目一〇 三番地	般十七―一 〇一五八三	建築一式及び電気 工事業
平成十九 年十一月 九日	有限会社 川合水道 工業	代表取締 役 川合 博之	大垣市本今五 丁目一〇八番 地一	般十四―二 〇〇四四七	土木一式、建築一 式、管及び水道施 設工事業
平成十九 年十一月 九日	村下建設 株式会社	代表取締 役 村下 まつゑ	養老郡養老町 押越六二四一 三	般・特十七 ―七七八	建築一式及びとび ・土工・コンクリ ー工事業
平成十九 年十一月 九日	有限会社 ゴトウ建 設	代表取締 役 後藤 勝義	海津市平田町 勝賀一三〇四 番地	般十四―二 〇〇一三一	建築一式工事業
平成十九	塩谷建設	代表取締	岐阜市六条片	特十八―二	造園工事業

年十一月 株式会社 役 塩谷 田二丁目三番 〇六三
九日 義憲 一号

○各務原都市計画の図書の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第一項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十年一月四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 都市計画の種類及び名称

各務原都市計画公園の変更

二・二・五十四号 蘇原古市場公園

二 縦覧場所

岐阜県都市建設部都市政策課及び各務原市都市建設部水と緑推進課

○あっせん員候補者の氏名、職業等

労働委員会規則（昭和二十四年中央労働委員会規則第一号）第六十八条第一項の規定により、あっせん員候補者の氏名、職業等を次のとおり公示する。

平成二十年一月四日

岐阜県労働委員会

会長 糴 山 錚 吾

氏 名 現 職 等 委 嘱 年 月 日

糴 山 錚 吾 朝日大学大学院教授 岐阜県労働委員会委員

平成 一九・一二・二五

廣瀬 英雄 弁護士 岐阜県労働委員会委員

同

堀 邦 裕	岐阜県労働委員会事務局審査調整課長	同	一八・四・一
岡 本 博 次	岐阜県労働委員会事務局長	同	一八・一二・一二
吉 村 裕	株式会社恵那金属製作所代表取締役社長 岐阜県労働委員会委員	同	
大 松 利 幸	岐阜プラスチック工業株式会社代表取締役社長 岐阜県労働委員会委員	同	
日 比 利 雄	株式会社エヌビーシー代表取締役社長 岐阜県労働委員会委員	同	
家 田 禮 子	長良製紙株式会社代表取締役副社長 岐阜県労働委員会委員	同	
熊 田 正 秋	社団法人岐阜県経営者協会専務理事 岐阜県労働委員会委員	同	
高 田 勝 之	JAM東海岐阜県連絡会会長 岐阜県労働委員会委員	同	
豊 田 由 二	電機連合岐阜地方協議会議長 岐阜県労働委員会委員	同	
古 田 佳 子	日本労働組合総連合会岐阜県連合会執行委員 岐阜県労働委員会委員	同	
志 邑 美 弘	全国交通運輸労働組合総連合岐阜県支部参与 岐阜県労働委員会委員	同	
柴 田 和 男	日本労働組合総連合会岐阜県連合会会長 岐阜県労働委員会委員	同	
平 野 博 史	弁護士 岐阜県労働委員会委員	同	
秋 保 賢 一	弁護士 岐阜県労働委員会委員	同	
神 谷 眞 弓 子	東海女子短期大学学長 岐阜県労働委員会委員	同	

平成二十年一月四日印刷
平成二十年一月四日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県岐阜市

印刷者
印刷所
定価
（送料共）
（消費税二、二八六円を含む）

岐阜市三輪ふりとびあ十三一
岐阜市三輪ふりとびあ十三一
四八、〇〇円
岐阜飯尾
岐阜文芸社